

議案第6号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第3条関係）

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあっては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以

別表（第3条関係）

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあっては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以

下「扶養親族等」という。) の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>
扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

(2)～(6) 略

下「扶養親族等」という。) の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	<u>1,595,000円</u>
扶養親族等の数が1人のとき	<u>1,975,000円</u>
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,355,000円</u>
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

(2)～(6) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。